

資料編

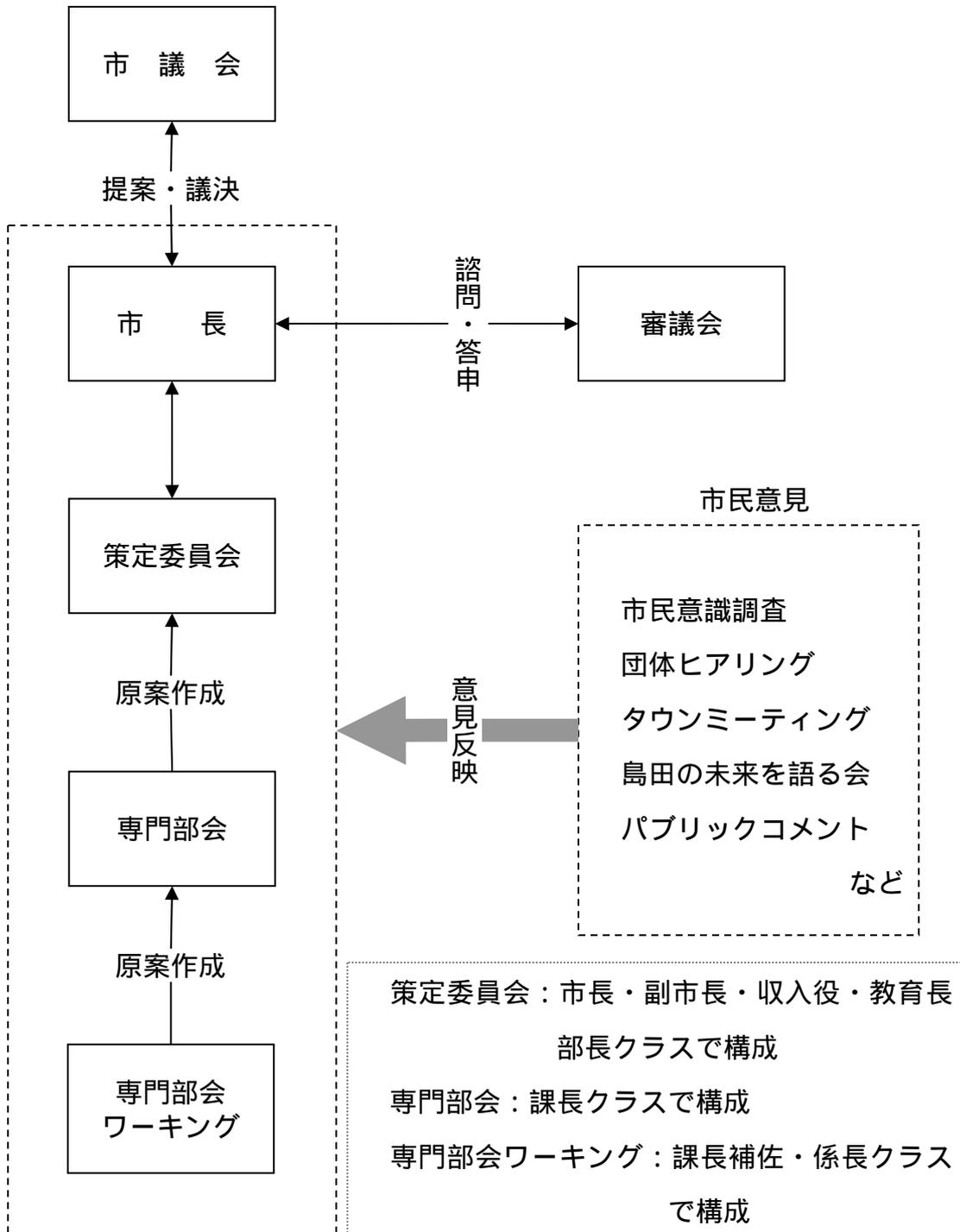
資料 1	島田市総合計画の策定経過	1
資料 2	島田市総合計画の策定体制	3
資料 3	諮問書及び答申書	4
資料 4	島田市総合計画審議会条例、名簿	7
資料 5	島田市総合計画策定委員会設置規程、名簿	9
資料 6	島田市総合計画への市民参加の概要	12
資料 7	市民意識調査の結果概要	16
資料 8	用語の解説	22

資料 1 島田市総合計画の策定経過

事項	日程	主な内容
庁議	平成20年 5月28日(水)	総合計画策定方針、策定スケジュール、策定体制決定
総合計画専門部会説明会	平成20年 6月 6日(金)	策定スケジュール等の説明
市民意識調査	平成20年 6月27日(金)～平成20年 7月10日(木)	市内在住の2,000人を対象に実施(20歳以上)
第1回総合計画審議会	平成20年 7月10日(木)	市長諮問、策定方針、重点課題等説明
総合計画専門部会ワーキングへのヒアリング	平成20年 7月 8日(火)～平成20年 7月18日(金)	基本構想、基本計画原案の作成
市民意識調査(追加)	平成20年 8月 1日(金)～平成20年 8月14日(木)	市内在住の200人を対象に実施(20歳以上)
空港周辺地区土地利用意見聴取(金谷地区)	平成20年 8月 7日(木)	空港周辺地区の土地利用について地元住民組織役員から意見聴取
空港周辺地区土地利用意見聴取(初倉地区)	平成20年 8月 8日(金)	空港周辺地区の土地利用について地元住民組織役員から意見聴取
団体ヒアリング	平成20年 9月 6日(土)	市内で活動する各分野の17団体から意見聴取
第1回総合計画策定委員会	平成20年 9月18日(木)	総合計画基本構想案及び基本計画(序章)案の検討
第2回総合計画審議会	平成20年 9月24日(水)	総合計画基本構想案及び基本計画(序章)案の審議
総合計画専門部会ワーキングへのヒアリング	平成20年10月 8日(水)～平成20年10月16日(木)	基本構想、基本計画案、目標値の検討
島田商工会議所建設業部会との懇談	平成20年10月20日(月)	総合計画案、土地利用等についての説明及び意見聴取
第2回総合計画策定委員会	平成20年10月22日(水)	総合計画基本構想案及び基本計画(序章)案の検討
第3回総合計画策定委員会	平成20年11月 4日(火)	総合計画基本構想案及び基本計画案の検討
タウンミーティング(川根地区)	平成20年11月 7日(金)	総合計画の概要説明と意見交換
第3回総合計画審議会	平成20年11月10日(月)	総合計画基本構想案及び基本計画案の審議
タウンミーティング(初倉地区)	平成20年11月11日(火)	総合計画の概要説明と意見交換

事項	日程	主な内容
総合計画専門部会	平成20年11月12日（水）～ 平成20年11月13日（木）	基本構想、基本計画案の検討
総合計画専門部会	平成20年11月19日（水）	基本構想、基本計画案の検討
タウンミーティング （大長、伊久身地区）	平成20年11月13日（木）	総合計画の概要説明と意見交換
タウンミーティング （金谷地区）	平成20年11月20日（木）	総合計画の概要説明と意見交換
タウンミーティング （第1～5、大津、六合 地区）	平成20年11月21日（金）	総合計画の概要説明と意見交換
第4回 総合計画審議会	平成20年12月8日（月）	総合計画基本構想案及び基本計画 案の審議
金谷地区自治会との意 見交換会	平成20年12月9日（火）	金谷庁舎等について、自治会役員と の意見交換
島田の未来を語る会 （六合小学校）	平成20年12月10日（水）	六合小学校6年生から島田市の未来 についての意見聴取
第4回 総合計画策定委員会	平成20年12月16日（火）	総合計画基本計画案の検討
島田の未来を語る会 （川根小学校）	平成20年12月17日（水）	川根小学校5年生から島田市の未来 についての意見聴取
パブリックコメントの 募集	平成20年12月20日（土） ～平成21年1月20日（火）	パブリックコメントを募集
第5回 総合計画審議会	平成21年1月7日（水）	答申案の審議及び市長への答申
金谷コミュニティ委員 会の意見聴取	平成21年1月8日（火）	金谷庁舎等についての意見聴取の 実施
まちづくり懇談会（ま ちづくり川根の会）	平成21年1月13日（火）	総合計画案及び川根地域のまちづ くりについての懇談会の開催
第5回 総合計画策定委員会	平成21年1月20日（火）	総合計画基本計画案の検討
まちづくり懇談会 （東町自治会）	平成21年1月21日（水）	総合計画案及び東町のまちづくり についての懇談会の開催
第6回 総合計画策定委員会	平成21年1月26日（月）	総合計画案の検討
島田商工会議所建設業 部会との懇談	平成21年2月4日（水）	総合計画案、土地利用等についての 説明及び意見聴取

資料2 島田市総合計画の策定体制



資料3 諮問書及び答申書

1 諮問書

島企企第46号

平成20年7月10日

島田市総合計画審議会会長 様

島田市長 桜井勝郎

島田市総合計画の策定について（諮問）

島田市総合計画を定めるにあたり、次の事項について貴審議会のご意見を賜りたく諮問します。

- 1 島田市総合計画の基本構想の策定に関する事。
- 2 島田市総合計画基本構想に基づく基本計画の策定に関する事。

2 答申書

平成 21 年 1 月 7 日

島田市長 桜井 勝郎 様

島田市総合計画審議会

会長 伊藤 孝

島田市総合計画の策定について（答申）

平成20年7月10日付け島企企第46号により諮問のありました島田市総合計画の策定について、当審議会において審議した結果、基本構想で定められた将来像やまちづくりの基本理念、基本計画で定められた施策の方向については、概ね妥当と認めますので、下記について配慮されるよう意見を付して答申します。

記

- 1 将来像については、島田市・川根町まちづくり計画の将来像の基本的な精神を踏まえながら、今後10年先の島田市の発展を見据えたとき、その目指す姿として妥当と思われる。
- 2 総合計画の策定と推進にあたっては、合併効果が最大限発揮できるよう、市長のリーダーシップのもと職員の英知を結集して取り組まれない。
- 3 総合計画の内容については、市民・事業者・関係機関・議会の十分な理解を図るとともに、互いに情報を共有し、共に本計画の実現に向け協働でまちづくりを進められたい。

- 4 計画の推進にあたっては、『選択』と『集中』を基本として、社会経済情勢の変化に、的確かつ柔軟に対応されるとともに、本市の特色ある地域資源を活かしながら、地域バランスを考慮し、市全体の均衡ある発展に努められたい。
- 5 これからの地方分権にふさわしい自立した行政として、職員の意識改革に努め、地域経営の視点に立った、簡素で効率的な行財政運営を推進されたい。
- 6 施策分野毎のみんなでめざそう値（目標数値）については、社会情勢等を踏まえ一層の検討を行うとともに、市民の理解と協力を得ながら進め、着実な達成を期待する。
- 7 審議の過程で各委員から出された意見については、市民アンケート調査及びタウンミーティングで出された市民の意見・提案とともに、十分に尊重されたい。
- 8 以上の点について考慮されるとともに、一部の字句及び表現等についてもわかりやすさを念頭に再考も検討されたい。

資料4 島田市総合計画審議会条例、名簿

島田市総合計画審議会条例（平成20年3月28日島田市条例第5号）

（設置）

第1条 島田市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき、島田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- （1）法第2条第4項の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関すること。
 - （2）基本構想に基づく基本計画の策定に関すること。
 - （3）前2号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項
- （組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）各種団体の推薦する者
- （3）行政委員会の委員
- （4）前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定による最終の答申書を市長に提出する日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

島田市総合計画審議会委員名簿

役職	氏名	所属等
会長	伊藤 孝	島田市企業懇話会 会長
副会長	北島 享	旧川根町 副町長
委員	朝比奈 久代	島田市社会教育委員会 委員
委員	今西 和子	島田市環境審議会 委員
委員	小関 秀利	島田市教育委員会 委員
委員	暮林 亮治	島田市自治会長連合会 副会長
委員	神代 醇一	(福)島田市社会福祉協議会 会長
委員	高橋 渡	島田商工会議所 議員
委員	種本 鏡子	島田市男女共同参画推進委員会 委員
委員	富永 かほる	島田市民生委員児童委員
委員	西野 勝明	静岡県立大学経営情報学部 教授
委員	増田 直樹	(社)島田青年会議所 監事
委員	松浦 敏明	静岡県総務部中部地域支援局長
委員	松永 今朝二	島田商工会議所 副会頭
委員	松本 洋子	島田市農業委員会 委員

(50音順 敬称略)

資料5 島田市総合計画策定委員会設置規程、名簿

島田市総合計画策定委員会規則

(設置)

第1条 島田市総合計画を策定するため、島田市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想の策定に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、基本構想及び基本計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は市長とし、副委員長は副市長とする。
- 3 委員は、収入役及び教育長並びに市長部局の部長、病院事務部長、教育部長及び消防長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員（副委員長を含む。以下次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の意見の調整を経て、委員長が決定する。

(専門部会)

第6条 委員会の補助組織として、専門部会を置く。

2 専門部会の構成は、市長が別に定める。

(関係者の出席)

第7条 委員会及び専門部会は、基本構想又は基本計画の策定に当たり必要があるときは、会議に学識経験者、職員その他関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島田市総合計画策定委員会名簿

区分	職名	氏名
委員長	市長	桜井 勝郎
副委員長	副市長	高木 博之
副委員長	収入役	大石 重範
副委員長	教育長	松田 宏
委員	企画部長	渡辺 学
委員	総務部長	大久保 陽一
委員	市民福祉部長	伊藤 巧
委員	環境経済部長	仲安 寛
委員	スポーツ文化部長	前田 勇夫
委員	建設部長	高橋 敏夫
委員	病院事務部長	小塚 三千夫
委員	教育部長	太田 末廣
委員	消防長	橋山 正嗣

事務局名簿

職名	氏名
企画課長	矢澤 雅則
企画課長補佐兼係長	千澤 毅
企画課係長	大畑 和弘
企画課係長	三浦 洋一
企画課主査	中村 美加
企画課主査	三河 賢典
企画課主査	小林 知子
企画課主事	大石 寿宏
企画課主事	鈴木 真美子

資料6 島田市総合計画への市民参加

総合計画の策定に際し、広く市民の意見を反映させるため、団体ヒアリングやタウンミーティング、島田の未来を語る会などを開催し、市民との直接対話を実施しました。

1 団体ヒアリング

団体ヒアリングでは、各分野で活動する市民団体等の意見を計画に反映させるため、平成20年9月6日(土)に市内17団体の代表者から意見を聴取しました。

テーマ：富士山静岡空港を活かした振興策

中山間地域の振興策

金谷庁舎跡地の利用

地域コミュニティの振興策 など

(主な意見)

- ・ 合併してよかったと思えるまちを目指す必要がある。
- ・ 地域の資源は「ひと」。後継者育成や指導者の育成が必要である。
- ・ 大井川の自然資源を観光資源として活かしていくために、流域の連携が大切である。
- ・ 市民一人一人が、観光による地域振興を意識し、おもてなしの心を育てる地域づくりを進める。
- ・ 市内の限界的集落で定住を維持していくには、光ファイバーなどの情報基盤や道路などの生活基盤の整備が不可欠である。
- ・ 新規の転入者、集合住宅の住人や外国人が増加しており、意識の違いに課題を抱える地域もある。

2 タウンミーティング

市内5地区で開催し、総合計画等の概要を説明しました。また、市長（副市長）及び各部長が出席し、市政や総合計画に関する意見交換を行いました（参加者計363人）。

開催経過

日時	地区	参加者数
平成20年11月7日（金）	川根地区	31名
平成20年11月11日（火）	初倉地区	69名
平成20年11月13日（木）	伊久身地区、大長地区	63名
平成20年11月20日（木）	金谷地区	92名
平成20年11月21日（金）	第1～5地区、六合地区・大津地区	108名

（主な意見）

- ・ 新しい将来像には、「水」「大井川」「自然」「みどり」「お茶」「協働」といったキーワードを入れてほしい。
- ・ 地域振興には定住人口を増やすことが基本である。
- ・ 用途を決め過ぎずに、応用がきく土地利用計画とすべきである。
- ・ お茶を柱にした観光ツアーの開発が必要である。
- ・ 長期療養施設（病院）と田代の温泉を一体として活用する。
- ・ 若者が集まるまちづくりのために、学校の誘致が有効である。
- ・ 重要な文化遺産がなくならないうちに対策を立てるべきである。
- ・ 市民情報発信機能などを持つ市民コミュニティの場所を確保していただき、市民のやるべき仕事・事業を受け入れる組織を作りたい。
- ・ 地域で活動しようとしているグループへの援助と市役所職員のボランティア参加が必要である。
- ・ 市の方向性について市民全体と話す機会をもっと多くする。

3 島田の未来を語る会

市内2小学校で開催し、次代の島田市を担う小学生が島田の未来を語りました。

開催経過

日時	学校名・学年	参加者数
平成20年12月10日（水）	島田市立六合小学校 6年生	83名
平成20年12月17日（水）	島田市立川根小学校 5年生	51名

（島田市の良いところ）

- ・ 地域の人が優しく親切である。
- ・ お茶がおいしい。
- ・ 富士山静岡空港ができる。
- ・ 学校の耐震改修が進んでいる。
- ・ 川に蛍がいるなど自然が豊かで環境がよい。
- ・ 川越遺跡などの歴史遺産や帯祭り、笹間神楽などの伝統行事がある。

（島田市の良くしたいところ）

- ・ 歩道や信号機、街灯が少なく、危険なところがある。
- ・ 大きな公園が近くなると、遊び場所が少ない。
- ・ 駅前の商店街に人が少なく、活気がない。

（これからの島田市）

- ・ 「自慢」できるものがあるまち
- ・ 環境を大切にするまち
- ・ 自分たちの食糧を自分でつくるまち
- ・ 人や物が集まり交流するまち
- ・ お年よりやハンディを持つ人に優しく、皆で助け合っていくまち

4 市民意見（パブリック・コメント）の募集

平成20年12月20日（土）から平成21年1月20日（火）まで島田市総合計画（案）を公表し、市民等から広く意見を募集しました。

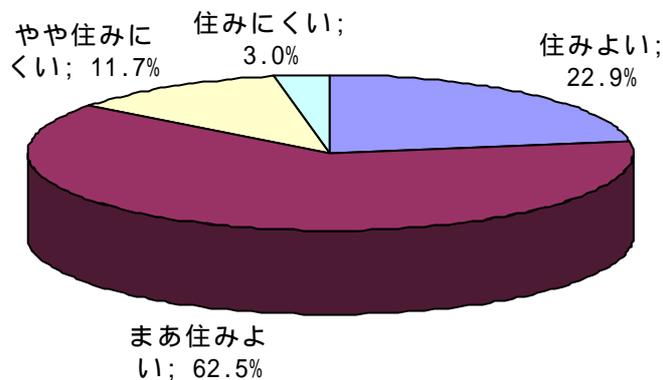
その結果、次の2件の御意見が寄せられました。

- ・交通安全対策について
- ・霊園の整備について

資料7 市民意識調査の結果概要

1 島田市の住みやすさと今後の居留意向

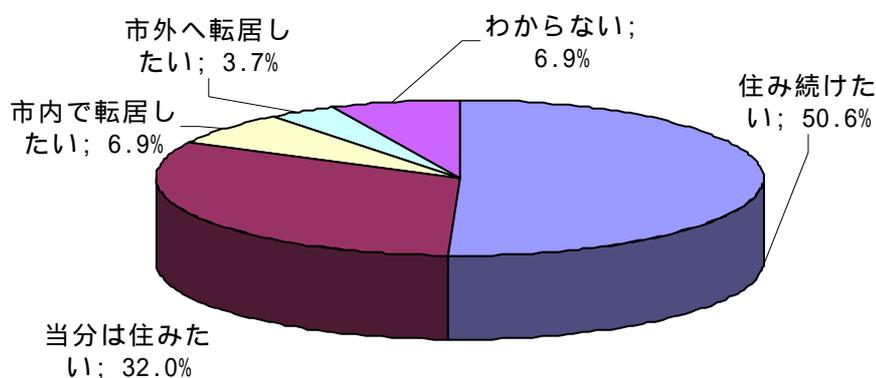
島田市の住みやすさについて、「住みよい」「まあ住みよい」を合わせた肯定的な意見が 85.4%となっています。一方で、「住みにくい」「やや住みにくい」とした方は 14.7%となっています。



回答者数 1,420 人

今後の居留意向について、「住み続けたい」という意見が 50.6%となっています。また、「住み続けたい」、「当分は住みたい」、「市内で転居したい」の合計は 89.4%で、市民の約 9 割の方が島田市に住み続けたいと考えています。

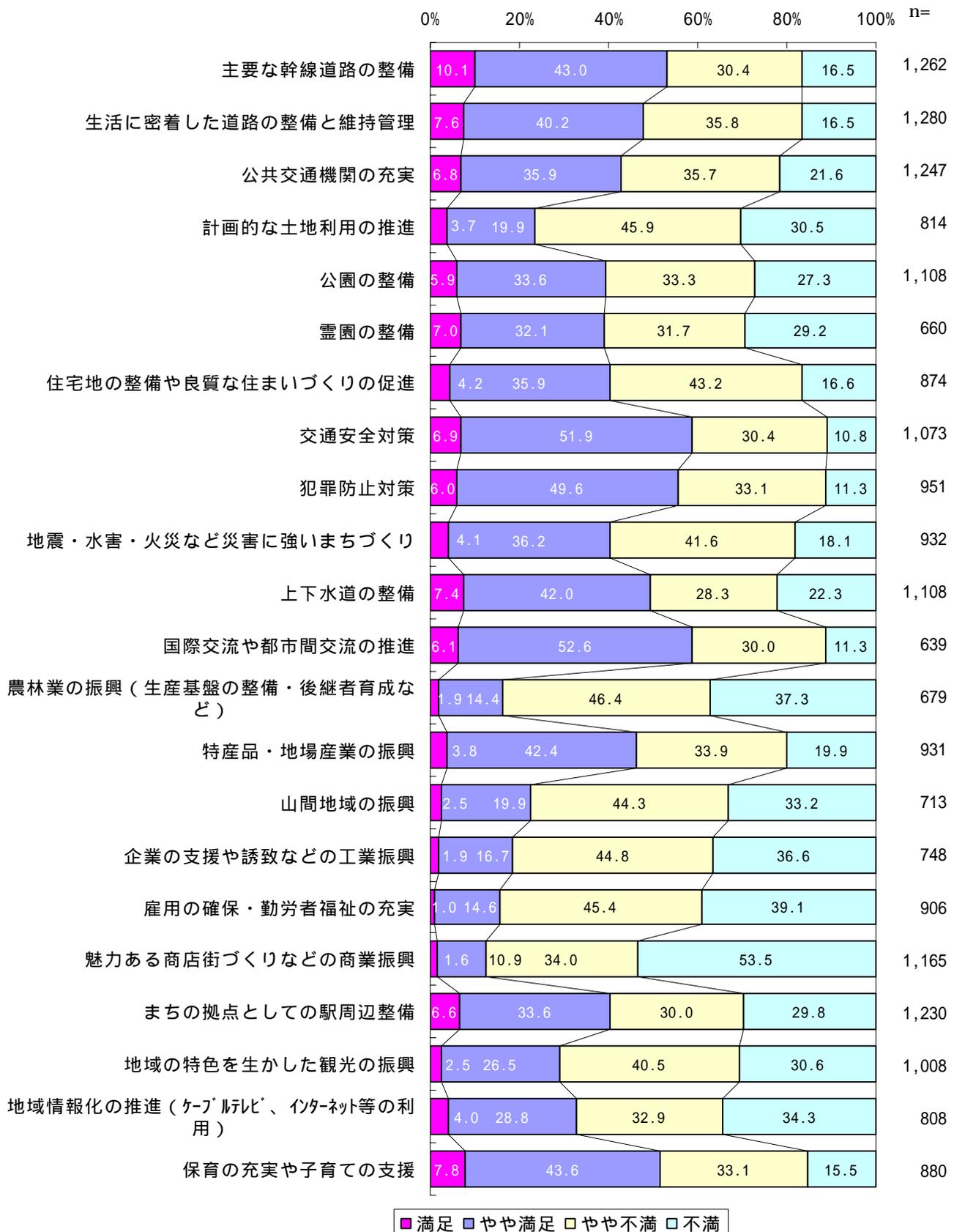
一方で、「市外へ転居したい」とした方は 3.7%となっています。

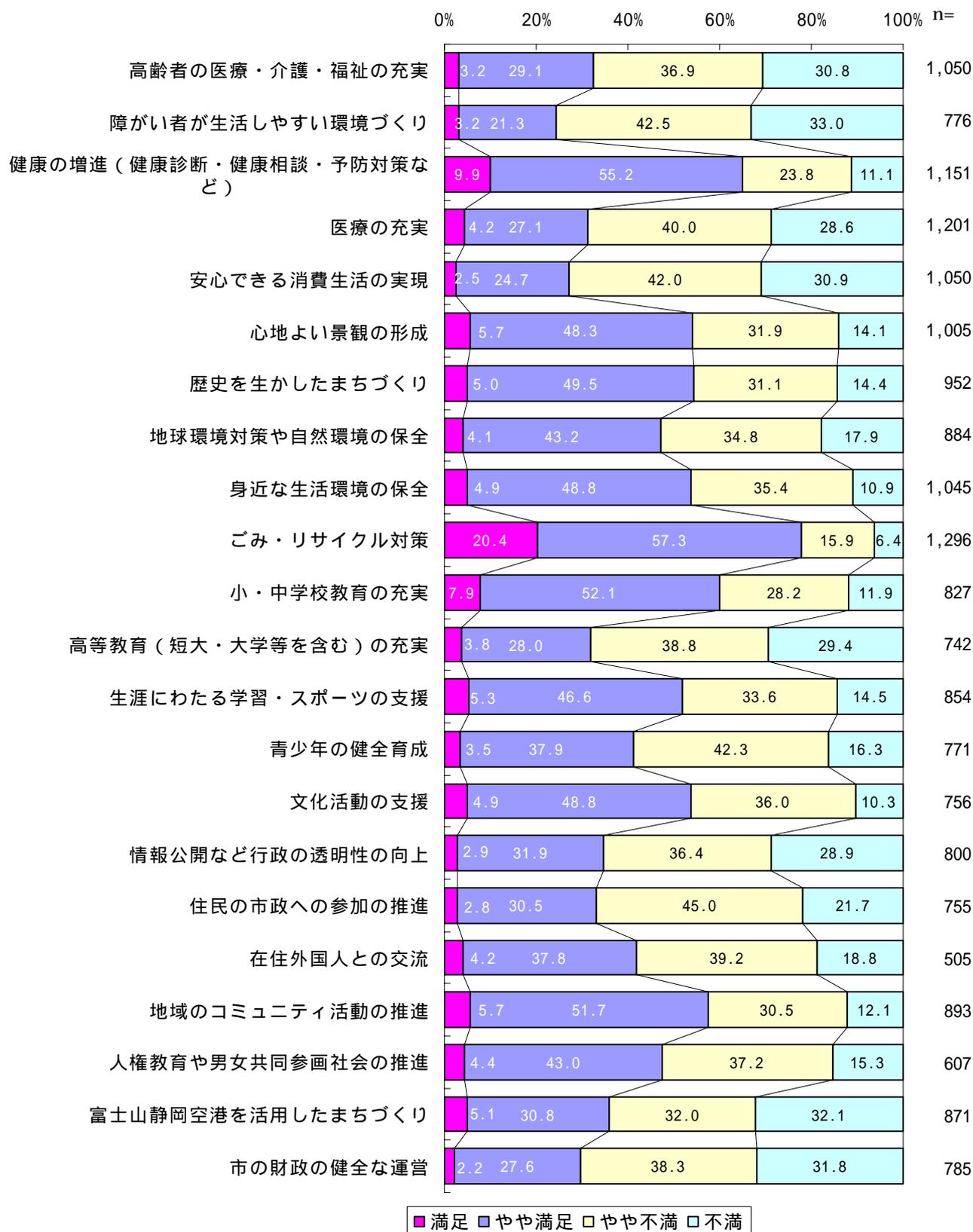


回答者数 1,424 人

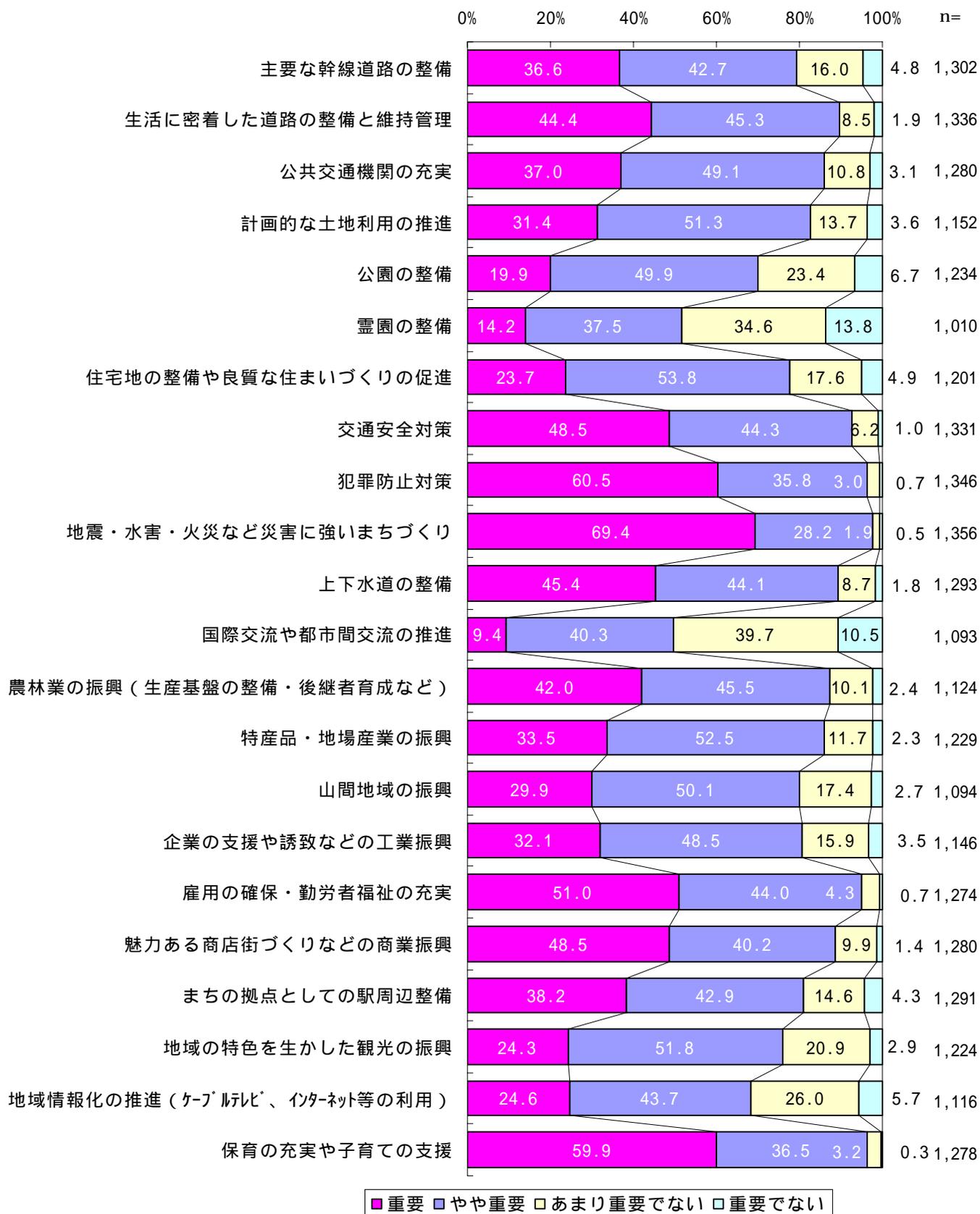
2 市の取組に対する満足度と重要度

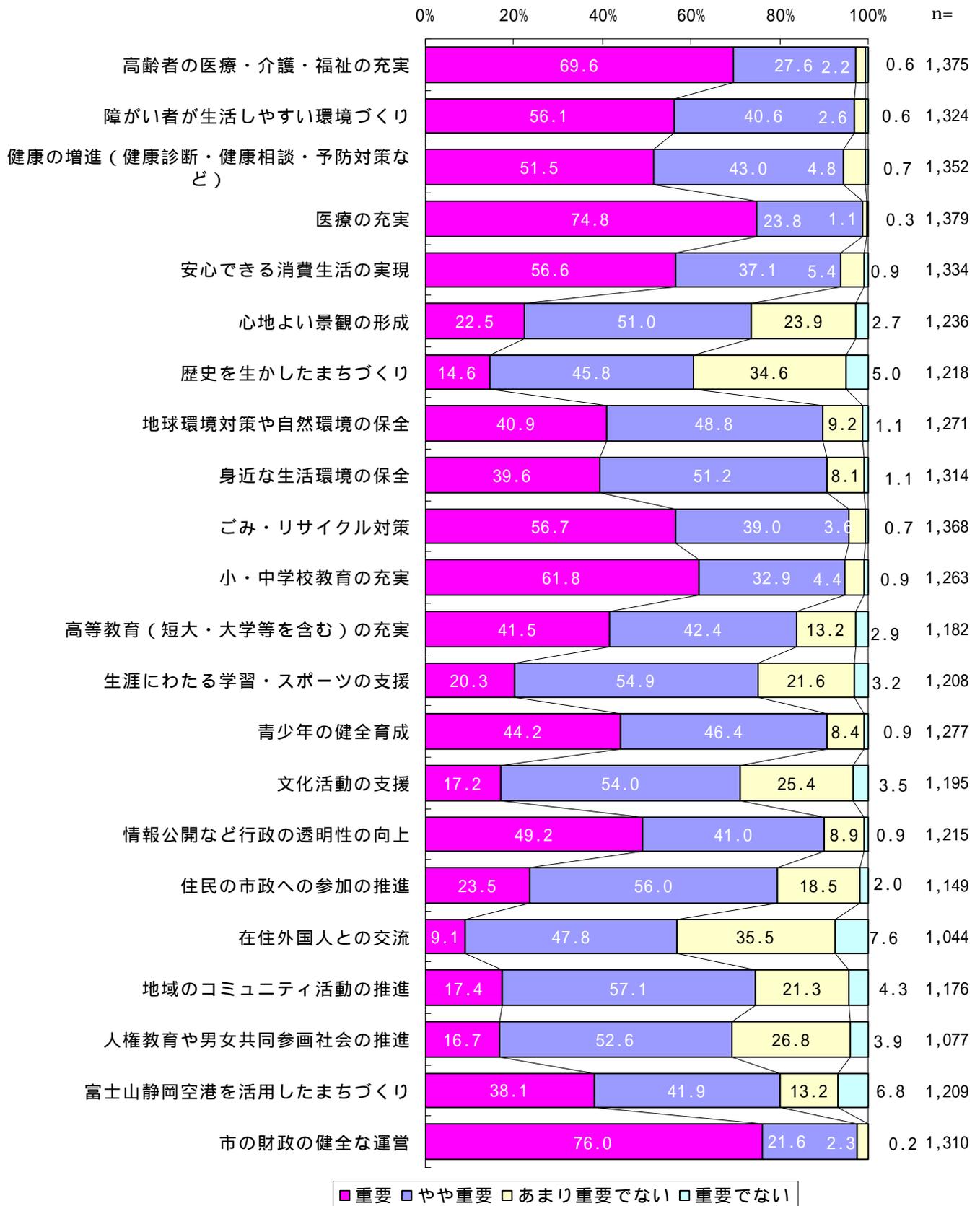
(1) 市の取組に対する満足度





(2) 市の取組に対する重要度





3 島田市の目指すべき都市像

島田市の目指すべき都市像については、「医療が充実したまちづくり」が62.6%で最も多く、「福祉が充実したまちづくり」「自然環境を大切にしたまちづくり」が高くなっています。

目指す都市像	割合	目指す都市像	割合
医療が充実したまちづくり	62.6%	周辺市町と連携を図ったまちづくり	22.1%
福祉が充実したまちづくり	41.7%	健康づくりやスポーツ活動が盛んなまちづくり	11.0%
自然環境を大切にしたまちづくり	36.6%	歴史や文化を大切にするまちづくり	9.9%
地震対策など災害に強いまちづくり	36.2%	観光や訪れる人との交流が盛んなまちづくり	7.9%
活力ある産業が発展したまちづくり	35.2%	ボランティアなどの住民参加が盛んなまちづくり	6.5%
人づくりや育児・教育環境が充実したまちづくり	29.8%	その他	1.6%
都市基盤・生活環境が整ったまちづくり	27.8%		

回答者数 1,258人

複数回答のため、合計が100%を超えています(4も同じ)

4 山間地域・過疎地域振興のための取組の重要度

山間地域・過疎地域振興のための取組の重要度は、「生活基盤の整備」が46.8%で最も多く、「定住化の促進」「自然環境の保全」が高くなっています。

取組内容	割合	取組内容	割合
生活基盤の整備	46.8%	都市部との地域交流の促進	13.6%
定住化の促進	36.9%	観光の振興	9.3%
自然環境の保全	34.5%	地域情報発信の充実	8.0%
農林業の振興	27.8%	わからない	6.2%
地域づくり活動等への支援	24.7%	その他	1.8%

回答者数 1,232人

資料8 用語の解説

数字・アルファベット

2010プラン

静岡県教育委員会が、「未来をひらく『意味ある人』づくり」の実現を目指して作成した計画。平成22年度までの静岡県教育の進むべき方向と主要な施策を示している。

B D F

Bio Diesel Fuelの略（バイオディーゼル燃料）。食用として使用済みの植物油・動物油を精製して作るディーゼル燃料。軽油を用いる通常のディーゼルエンジンに、改造なしで流用可能。硫黄酸化物・浮遊粒子状物質などの排出が少なく、生物分解されやすいなど、環境への負担が少ないといわれる。

D M V

Dual Mode Vehicleの略称。レール用ガイド輪とゴムタイヤを備え、道路とレールの両方の走行が可能。一つの車両で鉄道とバス両方の使用を実現する。

G A P

Good Agricultural Practiceの略（適正農業規範）。農業生産現場において、農業者が農作業の点検項目を決定し、それらに従って農作業を行い、作業記録を点検・評価して改善点を見出し、次回の作付けに活用する。農産物の安全確保や環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効。

I C T

Information Communication Technology

の略（情報通信技術）。コンピューターやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法の総称。

N P O

Nonprofit Organizationの略（非営利組織）。政府や私企業とは独立した存在として、社会的な公益活動を行う組織・団体。

ア行

一次救急医療

急病人や事故などによるけが人の中でも比較的軽度の場合に対応する初期救急医療のこと。

エコツーリズム

生態系や自然保護に配慮し、旅を通じて環境に対する理解を深めようという考え方。またそのような旅の仕方。

沿道サービス施設

周辺の市街化調整区域に居住している者を主なサービス対象とする施設。都市計画法により市街化調整区域であっても開発行為が可能となる。

大井上水道企業団

昭和23年に設立された事業団。島田市金谷地区、牧之原市の一部、菊川市の一部を給水地区とする水道事業を行っている。

温室効果ガス

太陽光のような可視光線は通すが、赤外線を吸収するような物質が存在することに

よって、その内側に温度の上昇をもたらす気体の総称（例：二酸化炭素・フロン・メタン）。

カ行

格差社会

国民の間の経済的・社会的格差の大きい社会。

川留文化

大井川の川留めにより島田宿・金谷宿に逗留した江戸や諸国の文化人や芸人などの宿場民と交流により島田に育まれた諸文化。

簡易水道

水道法で、給水人口が101人から5,000人までの範囲を対象として供給する水道。

環境人材バンク

環境に関心がある者、環境保全活動に取り組んでいる者等を登録して、環境に関する各種講座や体験教室等を開催する団体等へ派遣することにより、広く市民に環境学習の機会を提供する。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

環境マネジメントシステム

事業者等が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価する仕組み。

基礎的自治体

市町村及び特別区のこと。住民にとって

最も身近な行政主体であることから、広域的自治体である都道府県に対して用いられる。

救急救命士

救急救命士法に基づき、救急車に乗車して医師の指示の下に救急救命処置を行う者。

急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するための事業であり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき実施される。

協働

市民と行政がそれぞれの特性に応じて責任や役割を分担しながら、相互の信頼と理解の上に「まちの将来像」の実現に向けて協力して働くこと。

グリーンツーリズム

都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

グローバル化

政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大すること。

クロスメディア

さまざまなメディアを戦略的に組み合わせること。インターネットや携帯電話などを中心に据えて各メディアの相乗効果を狙った戦略的な展開。

景観形成

市民・事業者・行政が一体となって、豊かで質の高い生活の実現に向けて、今ある自然や歴史的な建物などを保全し活用するなどして、地域らしさを生かした良い町並みを創りだすこと。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を規定している。

広域幹線道路

地域間、都市間など一都市の範囲にとどまらず広域的な連絡の役割をもつ幹線道路。高規格幹線道路、一般国道、主要地方道で構成されている。

高規格救急自動車

従来の救急自動車に比べて、広い車内空間を備え、救急救命士が高度な救急救命処置を十分に行える様々な設備を備えた救急自動車のこと。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生に生むとしたときの子ども数の数に相当する。

高水敷

常に水が流れている低水路より一段高い部分の敷地のこと。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されているが、大きな洪水の時には水に浸かる。

洪水ハザードマップ

市内を流れる河川が大雨によって増水し、はん濫した場合の浸水予想結果にもとづいて、想定される浸水の範囲と深さ、避難所や避難時の危険箇所を示した地図。

国民保護計画

有事に備え、地方自治体が国民の保護を行うために準備する計画。避難手順、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処などを定める。国民保護法に基づき、市と県が地域特性を勘案したうえで作成するもの。

跨線橋

鉄道をまたぐ陸橋。

国庫支出金

国が地方自治体に対して、特定の事業を促進する目的で資金の用途を指定して交付する国庫補助金・国庫負担金・委託金等の総称。

こども発達支援センター

発達障害に対する早期発見や発達障害に関する相談や支援を行う施設。本市では、大津地区に「ふわり」が設置されている。

コミュニティタクシー

市がタクシー事業者に依頼し、10人乗りジャンボタクシー車両により路線定期運行を行う乗合タクシー。自主運行バスの一形態。

コミュニティバス

路線バスと乗合タクシーの間を埋める小型バスで、利用者の利便性を最大限考慮しつつ、福祉サービス、環境に与える影響の軽減を視野に入れ、バス不便地域を運行する乗合バス。自主運行バスの一形態。

サ行

査察・違反処理専門職員

事業所等への防火査察や違反是正指導などに従事し、消防力の整備指針に基づく火災予防に関する知識や技術を有する者。

砂防事業

豪雨時による山崩れ、河床の侵食や堆積等の現象を制御することにより、土砂災害の防止と河川の治水、利水の機能の保全を図ることを目的とした公共事業である。

事業者

市内において商業、工業その他の営利を目的とした事業を行う個人又は法人をいう。

資源循環型社会

廃棄物の排出を抑制し、排出された廃棄物については、可能な限り、資源として適正かつ有効な利用を図り、さらに、どうしても利用できなかったものは、適正に処分することによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のこと。

自主運行バス

市が道路運送法第79条の登録を受けて運行する路線バス及び市の依頼によりバス事業者が同法第4条第1項の許可を受けて運行する路線バス。

地すべり対策事業

地すべりによる被害を除去し、又は軽減するため、地すべりを防止する事業であり、地すべり等防止法に基づき実施される。

施設園芸

温室やハウスなど施設を利用して行う園芸作物の栽培。

シティプロモーション

市の多彩な魅力や取組を市民一人ひとりが宣伝する役割を担ってより多くの人に伝える活動や、訪れる人に感動や満足感を与え、最終的には定住につなげるための活動のこと。

児童デイサービス事業

身体障害児及び知的障害児を肢体不自由児施設や知的障害児施設などに通わせて日常生活で必要となる基本動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う事業。

市民

市内に居住し、勤務し、在学し、又は市内で活動する者をいう。

市民活動団体

NPO、ボランティア等、市内において一定の目的のために住民福祉の向上のための活動を行う団体をいう。

住民

地域社会の構成員としての市民をいう。それぞれの地域で生活を営む住民は、地域のまちづくりの担い手であり、市民はまず住民であるという観点で、「市民」という表現とは使い分けている。

住民自治

住民自らが参加し、地域のまちづくりを進めること。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。

障害者自立支援法

障害者の自立支援を目的に、身体・知的・精神障害者に対する福祉サービスを一元化して、市をその実施主体として、サービスの利用者に原則1割の費用負担を求める法律。

食育

心身の健康の基本となる、食生活に関するさまざまな教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しさを覚える等の力をつけることを目指す。

人事考課

職員の一定期間内の業績と能力、職務への取り組み姿勢・態度などから総合的な人的評価を行うこと。

水源かん養（機能）

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を防止するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。貯留された降水が森林の土壌を通過する際、水質が浄化される機能も含まれる。

スクールガードリーダー

地域学校安全指導員。児童・生徒を対象にした防犯活動で、スクールガード（学校安全ボランティア）を統率して指導・助言を行う人。近年、全国各地でスクールガードの組織化が進んでいる。

総合型地域スポーツクラブ

地域スポーツクラブの形態の一つで、子どもから高齢者、障害者まで様々なスポーツを愛好する人々が参加できる自主的・自発的に運営する総合的なスポーツクラブ。

夕行

多目的産業展示施設

富士山静岡空港開港の効果を最大限に発揮し、産業振興や地域振興、空港の利用促進等を図るため、国内外との広域的な交流の展開を可能とする規模・機能を備え、見本市や各種展示会等の開催が可能な施設。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることで、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、ともに責任を担うことのできる社会。

地域子育て支援センター

少子化・核家族化の中、育児の相談・指導を行うなど子育てを支援していく拠点。エンゼルプランにより事業が開始された少子化対策の一つで、各地域の保育所などが指定されている。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所で消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。

地域情報プラットフォーム

地方公共団体の行政サービスを中核とした高付加価値サービスの提供を支える情報基盤。

地域包括支援センター

地域の高齢者の心身・健康の保持及び生活の安定のための支援をおこなう中核機関。公正・中立な立場から、地域の高齢者を対象とした地域包括支援体制として、総合的相談・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防マネジメントなどを行う。

地産地消

地元でとれた生産物を地元で消費すること。

地方交付税

地方自治体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事務を遂行できるよう国から地方自治体へ交付される資金。国税収入のうちから一定の比率で交付される。

中間支援型市民活動団体

個々の市民活動団体をサポートする機能や、市民活動団体と事業者、行政、大学・研究機関などの中継・仲介機能を有する市民活動団体をいう。

中山間地域

都市や平地以外の、中間農業地域と山間農業地域の総称。農林業振興のため、特定農山村地域活性化法が平成5年に制定された。

中山間地域等直接支払制度

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金により、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度。

デザインコンセプト

design conceptのこと。デザインの全体を貫いているデザイナーの創作意図や目的、思いなど目に見えない概念を示す。

電子コミュニティセンター

「eコミュニティしまだ」研究において構想されたインターネット上の「活動の場」のこと。現実のコミュニティセンターのように、市民グループにインターネットに設置したコミュニティセンター内の部屋を提供し、活動を支援するとともに、「館長」役を設け、各グループ間における情報流通を

促進することで、地域の活性化を図ろうとするもの。

道州制

現在の府県を統合し、全国をいくつかの道及び州に編成する広域行政の制度。

道路整備プログラム

限られた財源の中で、効果的で効率的な道路整備を目指して、今後整備すべき道路を対象に、事業効果の高い路線を抽出し、整備時期の目標を定めたもの。

ドクターヘリ

消防機関・医療機関等からの出動要請に基づき、救急医療の専門医・看護師が同乗して救急現場等に向かい、現場から救急センター等に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用ヘリコプター。

特定健診

医療保険者が40歳以上74歳以下の被保険者と被扶養者に対して毎年実施する健康診査。メタボリックシンドロームの該当者や予備軍に対して、生活習慣の改善を指導するもの。

特定保健指導

医療保険者が特定健康診査において「健康保持の必要がある」と判定した人を対象に行う健康指導。動機付け支援、積極的支援の2段階がある。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、良好な市街地形成を誘導するとともに、様々な都市活動を支える都市の根幹的な施設。都市計画法に基づいて道路の位置・経路・幅員などが定められている。

土砂災害ハザードマップ

土石流、地すべり、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）等の土砂災害のおそれのある危険区域を示した地図。

ドメスティック・バイオレンス

夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力（身体的、精神的、経済的、社会的、性的なものを含む）のこと。

トランポウォーク

ミニトランポリンの上でウォーキングをする運動のこと。健康を意識したニュースポーツとして、普及を図っている。

ナ行

ニート

Not in Employment, Education or Trainingの略。職業にも学業にも職業訓練にも就いてない（就こうとしない）人。近年、日本国内で社会問題化している。

二次救急医療

入院治療を必要とするなど、一次救急医療よりも重度の救急医療のこと。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業の担い手として市が認定した農業者。税制や融資の面で特典が与えられる。

農地流動化事業

農業従事者の高齢化や兼業化による遊休農地の解消や、認定農業者等への土地集積を図るために、農地の流動化を支援するための各種事業。

八行

バイオマスエネルギー

サトウキビやサツマイモのアルコール発酵によって得られるエチルアルコール、海草や糞尿のメタン発酵によって得られるメタンなど、生物体（バイオマス）によるエネルギー。

ビジネス経営体

家族経営から脱皮し、雇用による労働力の確保を行い、マーケティング戦略に基づくサービスや商品を提供するなど企業的な感覚を有する経営体。

フットパス

自然の中などを散策できるように整備された遊歩道のこと。

フリーター

フリーアルバイトの略。定職に就かず、アルバイトで生計を立てる人。就労意識の変化により、働き方のひとつとして定着。

フリーペーパー

定期的に発行される、無料配布の冊子。地域が限定され、発行費用は広告収入で賄われる。クーポン付きの地域情報紙など。

プロジェクト「TOUKAI（東海・倒壊）-0」

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、東海地震による家屋の倒壊から一人でも多くの生命を守るため、木造住宅の耐震化を進める事業。

放課後児童クラブ

保護者が仕事などにより、昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後等に保護者に代わって保育を行う施設。地方自治体や社会福祉法人などが学校の空き教室や児

童館などを利用して実施するもの。

ポータルサイト

インターネットを利用する際、まず最初に閲覧されるような、利便性の高いウェブサイトの総称。

ポケットパーク

中心市街地や住宅地等の一角に、休息や語らいの場として、都市環境の向上を図るため設けられる小公園。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、すべての人にとって平等に使いやすいものをつくり上げていこうとする考え方。単に“使うことができる”だけでなく、「分かりやすさ」「単純さ」など、“使いやすさ”が重視される。

ラ行

リパティ

大井川の自然豊かな河川敷を往復する全国初の河川敷マラソンコースで、マラソン・駅伝大会開催のほか、ジョギングやウォーキングなど市民の健康づくりの場として利用されている。また、大学・実業団の陸上長距離チームの合宿誘致活動を推進しており、そのトレーニングコースとしても活用されている。

レセプト

医療費の請求書。病院が保険者へ診療報酬を請求するために提出する明細書。

レファレンス機能

図書館などで、利用者の問い合わせに応じ、図書の照会や検索をする機能。

ローリング方式

長期計画の実施過程で、計画と実績の間に食い違いが生じていないかを毎年チェックし、違いがある場合は実績にあわせて計画を再編成して目標の達成を図る方式。

ワ行

ワークショップ

専門家の助言を受けながら、参加者が共同で研究や創作を行う場のこと。まちづくりにおいて、地域に関わる多様な立場の人々が参加し、各種の共同作業を通じて計画づくりを進めていく方法。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。この「生活」の中には、子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味・学習などあらゆる活動が含まれる。

ワンストップサービス

1か所で業種や管轄の異なった複数のサービス利用や手続きが行えたり、多様な商品が購入できること。市役所で複数の行政手続きや書類の受け取りが可能になることなどをいう。